

総社市出張所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第29号

総社市出張所条例の一部を改正する条例

総社市出張所条例（平成17年総社市条例第7号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
(名称、位置及び所管区域) 第2条 出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			(名称、位置及び所管区域) 第2条 出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名 称	位 置	所管区域	名 称	位 置	所管区域
略			略		
総社市北出張所	総社市見延 <u>639番地</u> 1	見延，榎谷，宍粟	総社市北出張所	総社市見延 <u>638番地</u>	見延，榎谷，宍粟
略			略		

附 則

この条例は、令和4年2月1日から施行する。